

お知らせ

外国弁護士の業務等に関するご注意

業務範囲と外国法事務弁護士登録のための実務経験に注意！

弁護士法は、弁護士以外の者が他人の法律事務を取り扱うことを原則として禁じています（弁護士法第72条本文）。他士業等が法律事務を取り扱えるのは、別に法律で定められている範囲に限られます（同ただし書）。

この原則は、外国において弁護士に相当する資格（外国弁護士）を有している場合でも変わりありません。たとえば、ニューヨーク州の弁護士資格を有していても、日本で法律事務の取扱いはできません。これは、日本法だけではなくて、ニューヨーク州法についても同様です。また、単に「弁護士」とだけ表記するなど、日本の弁護士であると誤解されるような表示も禁じられています（弁護士法第74条第1項）。

外国弁護士の資格を日本で用いるためには、外国法事務弁護士に登録をする必要があります（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第3条第1項柱書本文）。外国法事務弁護士に登録することで、原資格国の法律に関する法律事務に限り、日本国内で取り扱うことができるようになります。

外国法事務弁護士に登録するためには、最低でも3年間の実務経験が必要です（同法第10条第1項第1号）。この経験は、原則として原資格国で積まなければなりません。

もともと、この3年間のうち2年間は、日本国内における原資格国の法律に関する労務の提供で代替することが可能です（同法第10条第2項）。

したがって、外国法事務弁護士を雇用し、あるいは、外国弁護士を労務の提供に従事させる場合は、次の各点に注意をしてください。

1. 外国法事務弁護士は、あくまで原資格国の法律事務にのみ従事することが可能ですので、その範囲を超えて業務を行うことのないようにしてください（弁護士法第72条本文）。
2. 依頼者に1の制限を超えて業務を扱えるかのように誤解させないように、特にウェブサイトの記載は注意してください（弁護士法第74条第1項。単に「弁護士」と記載するのではなく、外国弁護士とわかるように記載してください。）。
3. 日本国内の労務の提供で実務経験を代替する場合、直接、あるいは、弁護士経由で、顧客に法律事務を提供することのないようにしてください（弁護士法第72条本文。なお、非弁提携として弁護士法第27条、弁護士職務基本規程第11条違反にもなります。）。

以上に違反した場合には、当該外国弁護士は非弁行為に該当し、その使用者は、非弁提携に該当することになりかねませんので、ご注意ください。

担当委員会 第二東京弁護士会非弁提携取締委員会

問い合わせ先 第二東京弁護士会 会員課 TEL 03-3581-2256